

商品概要説明書

スーパー定期貯金（複利型）

（令和 7 年 3 月 3 日現在）

商品名	・組合員限定金利優遇定期貯金「春いちばん 2 0 2 5」
ご利用いただける方	・個人の方 ※組合員及び同居の親族の方に限ります。（新規にご加入される方を含みます。）
期 間	・定型方式 3 年、5 年、1 0 年 ・自動継続（元金継続または元利金継続）として取り扱います。 ・継続後は、スーパー定期貯金（複利型）の商品へ切り替わります。
預入方法 （１） 預入方法 （２） 預入金額 （３） 預入単位	・一括預入 ・1 0 0 万円以上 1, 0 0 0 万円未満 ※当組合にお預け入れいただいている貯金からのお預け替えはできません。 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の 1 か月後の応当日以後に、1 万円以上 1 円単位で、当 J A 所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。ただし、残高 1 0 0 万円を下回る場合の一部支払いはできません。
利 息 （１） 適用金利	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則として自動継続時のスーパー定期貯金（複利型）の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ◎金利優遇 3 年「スーパー定期貯金」（複利型）の店頭表示金利 + 0. 1 %（年利） 5 年「スーパー定期貯金」（複利型）の店頭表示金利 + 0. 2 %（年利） 1 0 年「スーパー定期貯金」（複利型）の店頭表示金利 + 0. 3 %（年利）
（２） 利払頻度	・満期日以後に一括して支払います。
（３） 計算方法	・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月ごとに複利計算をします。
（４） 税 金	・20. 315%（国税 15. 315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
（５） 金利情報の入手方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口にてお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0. 25%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 （１） 約定した預入期間が 3 年の場合 ① 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満 約定利率 × 40%

	③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (2) 約定した預入期間が5年の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金の利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×10% ③ 1年以上2年未満 約定利率×20% ④ 2年以上3年未満 約定利率×30% ⑤ 3年以上4年未満 約定利率×50% ⑥ 4年以上5年未満 約定利率×70% ただし、②から⑥までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 (3) 約定した預入期間が10年の場合 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上2年6か月未満 約定利率×10% ③ 2年6か月以上3年未満 約定利率×20% ④ 3年以上4年未満 約定利率×30% ⑤ 4年以上5年未満 約定利率×40% ⑥ 5年以上6年未満 約定利率×50% ⑦ 6年以上7年未満 約定利率×60% ⑧ 7年以上8年未満 約定利率×70% ⑨ 8年以上9年未満 約定利率×80% ⑩ 9年以上10年未満 約定利率×90% ただし、②から⑩までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または総務部リスク管理課（電話：092-924-1311）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部リスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 福岡県弁護士会館 （電話：092-791-1840） 北九州法律相談センター （電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター （電話：0942-30-0144）
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・取扱期間は、令和7年3月3日から令和7年5月30日までとします。 ・上記取扱期間中であっても今後の金融情勢により販売条件が変更となる場合や、お取り扱いを中止する場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。